

## 九戸村の旬を味わう 九戸村花わさびフェアについて

- 開催期間 令和3年4月16日(金)から令和3年4月25日(日)
- 場所 道の駅おりつめ産直施設オドデ館・おりつめ工房
- 内容
  - ①九戸村産の花わさび、テーオー食品わさび商品の販売します。
  - ②オドデ館で商品をお買い上げのお客様に数量限定テーオー食品提供の畑わさびポット苗を提供します(先着順・平日各20個。土日各50個)。
  - ③おりつめ工房にて特製メニュー「花わさびいなり寿司」を提供します。
- お問い合わせ IJU 戦略室交流発信係  
☎ 0195-42-2111 (内線 172)

## 「令和3年2月福島県沖地震 災害義援金」の募集について

令和3年2月13日に発生した福島県沖地震により、福島県内では多数の住家被害が発生し、県内8市9町に災害救助法が適用されました。若手県共同募金会においても義援金の募集を行いますので、九戸村共同募金委員会(九戸村社会福祉協議会)で下記のとおり受付けております。なお、寄せられた義援金は、福島県等で構成される「義援金配分委員会」を通じ、被災者へ配分されます。

- 受付期間 令和3年2月24日(水)～令和3年5月31日(月)
- 募金方法 九戸村共同募金委員会(九戸村社会福祉協議会)窓口へ持参、または若手県共同募金会・福島県共同募金会へ直接お振込みください。
- 義援金受入口座
  - ①岩手銀行 本店 普通預金 2055007 社会福祉法人岩手県共同募金会 会長 長山 洋
  - ②ゆうちょ銀行 00170-7-421277 福島県共同募金会令和3年2月福島県沖地震災害義援金
  - ③東邦銀行 渡利支店 普通預金 442706 社会福祉法人福島県共同募金会 会長 只野裕一
- お問い合わせ 岩手県共同募金会 ☎ 019-637-8887  
九戸村共同募金委員会 ☎ 0195-41-1200
- 事務局 九戸村社会福祉協議会(総合福祉センター内) 中村

## 固定資産税の減免制度

公益のための資産を所有している方、生活の扶助を受けている方など、一定の要件に該当する場合には、減免申請の手続きをすることにより、固定資産税が免除されます。また、災害などで著しく被害を受けた際にも減免の対象となる場合があります。

- 申請期限 令和3年4月30日まで(災害等は随時受付)
- 必要な書類等
  - ①固定資産税減免申請書(役場にあります)
  - ②固定資産税納税通知書 ③印鑑
- お問い合わせ 税務住民課税務徴収係  
☎ 0195-42-2111 (内線 223)

## 心配ごと相談所(弁護士による無料法律相談)

九戸村社会福祉協議会では、村民のみならずさまざまな悩みに対応するため「心配ごと相談所」を下記により開設します。相続、多重債務、離婚問題、悪質商法、法律に関すること等でお悩みの方は、お気軽にご相談ください。

- 日時 令和3年5月12日(水)  
午後1時30分～3時(相談時間1名30分)
- 場所 九戸村総合福祉センター
- 定員 3名
- 申込先 九戸村社会福祉協議会(九戸村総合福祉センター内)  
☎ 0195-41-1200 ※事前予約が必要となります。※定員になり次第、締め切らせていただきます。
- その他 後日改めての相談及び弁護士依頼に関する費用等は、ご相談者様のご負担となります。また、相談内容についての秘密は守られます。

«この事業は、皆さまからご協力いただいた赤い羽根共同募金で運営されています。»

## 住宅入居者の募集

- 募集住宅 山根若者定住促進住宅(木造平屋 2LDK)…1棟
- 入居時期 令和3年5月中旬～下旬
- 家賃 入居世帯員構成に応じて決定(入居後も変動あり)
- 敷金 家賃の3か月分
- 連帯保証人 入居の際、村内に居住する方1名必要です
- 入居資格
  - ①現に同居し、または同居しようとする親族がある(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)44歳以下の者で構成する世帯
  - ②将来にわたり九戸村で居住する者であること
  - ③国税・地方税など滞納していないこと
  - ④自ら居住するための住宅を必要とする方
  - ⑤定められた家賃および敷金を支払う能力がある方
- ※ひとり親家庭の世帯も入居できます
- 募集期間 4月21日(水)～5月6日(木)  
午前8時30分～午後5時30分まで  
※土・日・祝日除きます。また、先着順ではありません。
- 必要書類
  - ①入居申込書(役場 IJU 戦略室にあります)
  - ②住民票(入居希望者全員分の本籍、続柄が表示されたもの)
  - ③令和2年度所得証明書(入居希望者全員分)
  - ④令和2年度納税証明書(入居希望者全員分)
- 申し込み・お問い合わせ IJU 戦略室定住環境係  
☎ 0195-42-2111 (内線 214)

## 国民保険税の減免制度

ーご相談くださいー

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入の減少などがあった世帯について、国民健康保険税の一部または全額の免除が受けられる制度があります。

この減免を受けるためには、申請書の提出が必要となります。詳しくは、役場税務住民課にご相談ください。

### ■減免対象者

- ① 新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入（以下「事業収入等」）のうち、いずれかの収入の減少が見込まれ、次のアからウまでのすべてに該当する世帯
  - ア 事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償などにより補填されるべき金額を控除した額）が、令和2年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。
  - イ 令和2年の合計所得金額が、1,000万円以下であること。
  - ウ 上記アの減少が見込まれる当該事業収入等の所得以外の令和2年の所得合計金額が、400万円以下であること。

### ■提出書類

減免申請書、添付書類

※ 申請書等の用紙は、税務住民課で用意しています。

### ■添付書類

- ①の減免対象者
  - ・医師の「死亡診断書」または「診断書」
- ②の減免対象者
  - ・減免調査票
  - ・令和2年中の収入が分かる書類（給与明細書、預金通帳、事業帳簿の写しなど）
  - ・保険金などで補填される場合、その金額が分かる書類（保険契約書など）
  - ・事業の廃止や失業などが分かる書類（事業廃止届、離職証明書など）

### ■減免対象となる保険税

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に、納期限（年金より保険税が天引きされている場合は年金の支払日）が設定されているもの。

### ■申請期限

各納期限前までに申請が必要となります（新型コロナウイルス感染症の影響により、申請できなかった場合を除き、納期限を過ぎたものは減免の対象となりませんので、お早めにご相談ください。）。

### ■減免と納付に関する注意

減免が決定されるまでは、減免前の金額で各納期までにお支払いしていただくか、徴収猶予の制度を利用することもできます（口座振替の方は引き落としがされます。）。減免の決定により納付額から差額（過誤納）が発生した場合には、還付までに2～3か月程度時間がかかることがあります。

### ■お問い合わせ 税務住民課税務徴収係

☎ 0195-42-2111（内線 222）

## 口座振替キャンペーン

口座振替納付の新規申込者（既に口座振替納付付制度利用者のうち新税目の申込者を含む。）に対し、オドテ館産直施設、同レストラン及びふるさと湯の湯つこの利用割引券 500 円分（注1）を申込者全員に進呈します。

■申込期間 令和3年4月1日（木）～令和3年12月30日（木）

■対象者 新規に口座振替をお申込みの方で、振替実績のあった方（追加税目も含む）（注2）

■対象税目 固定資産税、軽自動車税、村県民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料

■申込方法 取扱金融機関に預貯金通帳（口座番号のわかるもの）と届出印をお持ちになり、備え付けの口座振替依頼書で申し込んでください。口座振替依頼書は、税務住民課にも置いてあります。

■取扱金融機関 岩手銀行伊保内支店、盛岡信用金庫九戸支店、新岩手農業協同組合九戸支所、村内各郵便局

■使用期限 利用割引券到着から令和4年3月31日（木）まで（注1）進呈は同一人1回のみとなり、一度進呈した後 に税目を追加して申し込んでも、再進呈とはなりません。

（注2）キャンペーン期間中に口座振替を解約し、再度 口座振替を申し込まれた方（口座番号等の口座変更も含む）は対象となりません。

### ■お問い合わせ 税務住民課税務徴収係

☎ 0195-42-2111（内線 222・223）

## 身体障がい者等の軽自動車税の減免

身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者等が使用する軽自動車で一定の要件に該当する場合は、申請により軽自動車税（種別割）が免除されます。

また、当該身体障がい者等のために、生計を一にする人、常時介護する人が運転する軽自動車の軽自動車税も免除される場合があります。

減免対象の要件（所有者、障害の程度）は、障害区分により異なりますので、詳しくは税務住民課税務徴収係へお問い合わせください。（注）軽自動車税の減免は、1人の障がい者等につき1台に限られています。

普通自動車等の自動車税（県税）が減免されている場合、軽自動車税は減免されません。

■申請期限 令和3年5月31日（月）

### ■申請に必要なもの

- ①軽自動車税減免申請書（役場窓口にあります）
- ②身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
- ③運転免許証（表裏写し可）
- ④自動車検査証（写し可）
- ⑤印鑑
- ⑥軽自動車税納税通知書

### ■申請・お問い合わせ 税務住民課税務徴収係

☎ 0195-42-2111（内線 222・223）

